

令和7年10月8日（水）に開催した令和7年度第7回公立大学法人静岡文化芸術大学役員会の結果は次のとおりである。

1 議案

- （1）令和7年度収支補正予算（案）について
- （2）公立大学法人静岡文化芸術大学業務方法書の変更申請について

ア 趣旨

本役員会前に実施された第2回経営審議会にて、事務局より説明があったため、割愛。

イ 主な意見・質問

異論なし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

- （3）規則等の一括改正について

ア 趣旨

地方独立行政法人法の改正（施行：令和5年6月16日）により、公立大学法人における年度計画の策定・評価が廃止されることとなり、静岡県公立大学法人評価委員会における年度計画・評価に関する関係規則が廃止された（施行：令和7年4月1日）。これに伴い、改正対象の表記が記載される規則等を一括改正する旨、説明があった。

イ 主な意見・質問

異論なし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

- （4）専任教員の採用について

ア 趣旨

事務局から、3月26日の役員会で承認された専任教員採用公募について、専任教員の採用候補者を選考する面接等を実施し、計3名の候補者が決定したので、その採用について意見を求める旨、候補者の応募書類とともに説明があった。また、理事長より、各候補者の業績や面接結果等について補足があった。

イ 主な意見・質問

- ・どの候補者も素晴らしい経歴。採用後は全員浜松近辺に居住するのか。
→その予定である。
- ・募集分野によっては応募が少ない。採用プロセスの見直しも検討してほしい。

- ・採用決定後に辞退する場合があるか。
→役員会承認後に辞退となったケースはない。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(5) 公立大学法人静岡文化芸術大学臨時職員就業規程の一部改正について
ア 趣旨

事務局から、静岡県内の最低賃金が令和7年11月に改定（時間額 現行1,034円→1,097円）されることから、公立大学法人静岡文化芸術大学臨時職員就業規程に規定する臨時職員の基本賃金額を見直す旨の説明があった。

イ 主な意見・質問

異論なし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

以上